

令和4年度就学援助のお知らせ

渋谷区では、国公立小中学校に通う児童生徒の保護者の方に、ご家庭の事情に応じて学校でかかる費用を補助しています。就学援助の希望の有無に関わらず、申請書に必要事項をご記入のうえ、お渡しした封筒に入れて提出してください。

援助を受けられる方

渋谷区内に在住し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者で以下のいずれかに該当する方

- ・ 生活保護を受けている方 【要保護】
- ・ 昨年（令和3年1月～令和3年12月）の世帯全員の所得金額が基準以下の方 【準要保護】

《基準額表》

単位：万円

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上
小学校	約279	約346	約403	約429	1人増えるごとに約50万円上がります。
中学校	約297	約365	約421	約470	

※ この表は目安です。家族構成や年齢等により基準額は異なります。

※ 小学校と中学校にお子様がいる場合は、中学校の欄を参考にしてください。

※ 所得額 ① 源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額

② 確定申告書の年間総収入から必要経費を引いた「所得金額の合計」欄の金額

※ 原則として住民票に基づく世帯全員の所得を合算した額で審査を行います。

単身赴任、扶養親族等で別にお住まいのご家族がいる場合は申請書に記載してください。

※ 渋谷区外に在住の方は対象になりません。お住まいの区市町村の教育委員会にお問合せください。

補助の内容

単位：万円

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
小学校	10	6	6	7	7	12
中学校	9	9	15	—	—	—
内容	学用品通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、校外活動費、移動教室・夏季施設等参加費、修学旅行費、クラブ活用費、特別支援学級・通級学級・けやき教室の通学費					

※ 生活保護を受けている方（要保護の方）は、修学旅行費のみが対象です。

※ 年に3～4回に分けて振り込みます。第1回目の支給は7月末の予定です。

※ 新入学学用品費は、国公立小・中学校に入学予定の新小学校1年生及び小学校6年生に入学前の3月に支給します。4月以降に新たに認定された小中学校1年生は支給対象になる場合があります。

提出書類

- 1 令和4年1月1日に渋谷区に住所がある方（次の1点）
 - 令和4年度就学援助費受給申請書兼認定台帳
- 2 令和4年1月1日に渋谷区に住所がなかった方（次の3点）
 - 令和4年度就学援助費受給申請書兼認定台帳
 - マイナンバー確認書類（住所がなかった方全員分）
（例）マイナンバーカード（裏面）、通知カード等の写しや個人番号が記載された住民票等
 - 身元確認書類（申請者のみ）
（例）マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、在留カード等の写し

注意事項

- 1 お子様1人に対して、申請が必要です。
- 2 振込口座は、申請者（保護者）名義のものに限ります。
また、原則として学校納付金の振替口座と同一口座を記入してください。
- 3 渋谷区外に引越しをされた方は、学校事務室または下記担当までご連絡してください。
転出先の区市町村で改めて就学援助費受給の申請が必要となります。
- 4 令和4年度住民税確定後に認定審査を行い、審査結果は7月上旬にお送りいたします。
住民税が未申告の場合は審査ができません。渋谷区役所または前住所地の税務担当課または税務署で必ず令和3年分の申告をお済ませください。
- 5 就学援助費の適正使用のため、給食費等の学校納付金に滞納があった場合は、就学援助費を直接学校長口座に振り込む場合があります。

《お問合せ先》

渋谷区教育委員会事務局 学務課学事係 就学援助担当
電話 03-3463-2986